

第5 人権男女・多文化共生課が所管する施設（直営2施設）

1 ぐんま男女共同参画センター



(1) 施設の概要と近年の状況

ア. 名称：ぐんま男女共同参画センター

イ. 所在地：前橋市大手町一丁目13番12号

ウ. 設置目的：男女共同参画社会の推進に係る県民の自主的な活動を支援する拠点として必要な機能を整備することにより、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を図り、もって男女が個人の能力に応じて均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会の形成に資するため。

エ. 施設内容

建物構造：鉄筋コンクリート造（地下1階・地上4階）

敷地面積：733.17㎡

延床面積：1733.49㎡

建築面積：371.85㎡

開館：平成21年4月1日（建物は昭和61年1月）

総工費：3億7374万円

主な施設：交流コーナー、図書・情報コーナー、多目的室、団体支援室、団体会議室、大研修室、中研修室、小研修室

オ. 管理状況：直営（人権男女・多文化共生課）

カ. 利用者数・歳入・歳出の推移

	利用人員（人）	歳入（千円）	歳出（千円）
平成28年度	23,447	329	20,350
平成27年度	24,317	410	20,616

平成26年度	22,825	301	20,642
平成25年度	20,241	328	20,665
平成24年度	18,147	313	19,004

キ. 利用者一人当たりの県負担額の推移

	歳出超過額（歳出－歳入） （千円）	利用者一人当たりの県 負担額（円）
平成28年度	20,021	853
平成27年度	20,206	831
平成26年度	20,341	891
平成25年度	20,337	1,005
平成24年度	18,691	1,030

ク. 長期保全計画について

平成27年度に県で32年計画が作成された。計画の支出総額は2億6325万1千円（総工費の0.70倍）。平成28年度末の積み残しは411万9千円。

ケ. 特記事項

女性会館が耐震強度の問題で取り壊された際、本センターが旧議員会館に設置され、女性相談センターもその中に置かれた。しかし、その後、女性相談センターの建物が別に建てられ移転した。

(2) 目標設定と実績管理

ア. 施設の管理運営の目標設定

具体的な数値基準は定められていない。

イ. 利用者数の把握

施設の利用状況として、研修室・会議室の利用については、有料利用者数（登録団体甲類・乙類）、無料利用者数の団体数を把握している。これは会議室の鍵を返却する際に、責任者に人数報告を義務付けている。平成28年度までは、1日貸出したら、午前・午後・夜の3回に同じ人数ずつカウントされるなど、カウント方法に問題があったが、平成29年度の貸出しからは改善されていた。各種、講座・セミナーについては、申し込み数、出席者数等、利用者数を把握している。また、「とらいあぐるん相談室」の相談件数については、相談時間別、年代別、相談内容別、相談経路別、発信地別に把握している。

ウ. 利用者アンケート・要望調査

利用者アンケートは、以下の2種類を実施している。

講座・セミナー利用者に対しては、各講座・セミナー実施時に、アンケートを実施し、満足度を100%で評価してもらっている。また、要望等を自由に記載する欄を設けており、記載内容について、センター内で検討している。なお、平成28年度は、特に具体的な対応はしていないが、過年度において、トイレに擬音装置を付けて欲しいとの要望があり、対応した事例がある。

研修室・会議室利用者に対しては、毎年、一定期間において、アンケートを実施している。平成28年度は10月に124名に対して実施した。これは、研修室を利用した際の責任者に対して、出席者にアンケートを記載してもらうよう依頼することで実施している。このため、同一人物に重複してアンケートを実施している場合もある。なお、10月の実際の利用者数は1321人であり、この差は、県職員等に対してはアンケートを実施していないこと等によるものである。このアンケートは、センターを利用しての感想、職員の対応、施設についての3点について5段階評価を求めているが、評価は概ね良好である。

なお、図書の利用者に対しては、少人数であることから、特にアンケートを実施していない。

エ. 収支の事業別区分の表示

後述の予算（収支計画）と異なり、実績は事業別に把握されていない。また、貸館事業に関しては、事業別支出は把握できていない（例えば、夜間の貸館事業のために委託している夜間警備業務は、管理運営に含まれている）。

【貸館事業の損益管理について（意見10）】

結論：貸館事業について、損益管理をすることが望ましい。

説明：現在、貸館事業については、特に区分を設けていないが、貸館事業においては、男女共同参画事業に直接関係のない会議に対するものも含まれていること、夜間の開館は主に貸館事業に対するものであることから、貸館事業や夜間の開館に関する費用対効果を検討するための資料として、貸館事業に関する費用を把握することが望ましい。

オ. 収支計画

予算上は、管理運営・事業推進・相談事業の3つの事業に区分されている。前述のように、実績は事業別に把握されていないため、収支計画は収支計算書と対応する形となっていない。

【収支計算書と対応した収支計画について（意見11）】

結論：収支計算書と対応した収支計画を策定することが望ましい。

説明：収支計画の策定段階においては、前年度の実績と比較して、どの項目がいくら増減するのかを把握することが必要であり、また、事後的に実績と比較、検討することで、翌年度の収支計画に生かすことが大切であることから、収支計画を収支計算書と対応する形で作成することが望ましい。

(3) 収入の管理と利用促進等

ア. 料金体系

施設の使用料に関しては、ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例に定められている。具体的な使用料は、下表のとおりである。使用料

は、男女共同参画社会の推進に寄与する団体等で知事が別に定める団体（以下、「登録団体」という。）が使用する場合か否かで異なっており、登録団体の使用料はその他の団体の半額と定められている。これは、同センターの設置目的が、男女共同参画社会の推進を図ること等にあることとの関係から、これに寄与する団体の活動を促進するためである。なお、平成28年3月31日時点においては、30団体が登録団体となっている。下表に区分されている施設の他に、センター内には会議室、団体支援室、多目的室1・2、講師控室がある。会議室及び団体支援室は登録団体が無料で使用することのできる施設で、予約制を導入している。多目的室1・2及び講師控室は、研修室等を利用する際に無料で利用可能な施設である。多目的室を託児室として使用する場合には予約が必要とされており、講師控室は先着順となっている。

区分		使用料		
		午前	午後	夜間
大研修室	登録団体	1,800円	1,800円	1,800円
	一般団体	3,600円	3,600円	3,600円
中研修室	登録団体	820円	820円	820円
	一般団体	1,640円	1,640円	1,640円
小研修室	登録団体	410円	410円	410円
	一般団体	820円	820円	820円
和室	登録団体	360円	360円	360円
	一般団体	720円	720円	720円

また、以下のような場合には、使用料が減免される（ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則第4条）。

- ①使用者が託児用に和室を使用するとき 使用料の全額
- ②県が主催又は共催する事業に使用するとき 使用料の全額
- ③その他知事が特別の理由があると認めるとき 知事が相当と認める額

イ. 予約の受付・管理

<予約の受付>

上記表に区分されている施設の使用予約は、使用希望者から「ぐんま男女共同参画センター使用承認申請書」の提出を受けることにより、行われている。同使用承認申請書は、「使用しようとする日の属する月の6月前の月の初日」から、これを受け付けるものとされている（ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則第2条第2項本文）。ただし、知事が相当の理由があり、かつ、群馬男女共同参画センターの管理に支障がないと認めるときは、この限りではない（同項但書）。

現在、使用承認申請書は、登録団体からは、使用しようとする日の属する月の6か月前の月の初日から受け付けているが、それ以外の団体からは、使用しようとする日の属する月の2か月前の月の初日から受け付けている。また、1

団体につき2か所程度まで、1週間に限って仮予約を行うことも認められている。

予約受付に関し、ホームページ上では、「電話または来館の上、仮予約」、「その後、書面（使用承認申請書）により正式に申請」、「詳しくはお問い合わせください」との記載をして告知している。

<予約の管理>

予約の管理は、予約を受け付けた職員が、「ぐんま男女共同参画センター貸室予約簿」に、予約受付日、受け付けた者の名前、利用団体名等を手書きで記載する方法により、行われている。

利用団体が減免対象団体である場合には、同貸室予約簿に「減免」の印を押している。

平成28年度の利用状況は下表のとおりである。利用総数842回のうちの半数以上の429回が、使用料が全額免除となる県が主催又は共催する事業のための使用となっている。その429回のうち、男女共同参画社会の推進のためにぐんま男女共同参画センターが主催した講座・セミナー等への利用回数は25回にとどまっている。その他の利用は、県の他部局が、会議・研修等のためにセンター内の施設を利用した回数である。

利用総数	842回
登録団体による利用	128回
登録団体以外利用	614回
上記のうち、減免利用団体（他部局を含む県主催の会議・研修・イベント等）	429回
無料施設使用（登録団体による会議室使用等）	100回

【受付期間に関する規則の改正について（意見12）】

結論：使用承認申請書の受付期間を、原則として使用しようとする日の属する月の6か月前の月の初日とするぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定を、現状に合わせ、「申請書は、使用しようとする日の属する月の2か月前の月の初日から、これを受け付けるものとする。ただし、知事が相当の理由があり、かつ、ぐんま男女共同参画センターの管理に支障がないと認めるときは、この限りではない。」と改めるべきである。

説明：ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則上、施設の使用の受付は「使用しようとする日の属する月の6月前の月の初日」からが原則とされ（同施行規則第2条第2項）、「知事が相当の理由があり、かつ、ぐんま男女共同参画センターの管理に支障がないと認めるとき」は例外的に受付期間を変更することができるものとされている。

しかし、現在、施設の予約受付は、使用しようとする日の属する月の2か月前の初日からが原則とされ、登録団体が使用する場合には、優先的に、使用し

ようとする日の属する月の6か月前の月の初日から予約が可能とされている。このような現在の予約受付の状況は、同規則の定める原則と例外が入れ替わってしまっているものとも考えられる。そこで、同規則第2条第2項の規定を、現状に合わせ、「申請書は、使用しようとする日の属する月の2か月前の月の初日から、これを受け付けるものとする。ただし、知事が相当の理由があり、かつ、ぐんま男女共同参画センターの管理に支障がないと認めるときは、この限りではない。」と改めるべきである。

ウ. 収入に関する手続の妥当性

財務規則上、直接収納した場合には、原則として、即日現金払込伝票により指定金融機関等に払い込まなければならないこととされているが、指定金融機関等の取扱時間後に収納した場合や遠隔の地で収納した場合その他の正当な理由により即日払い込むことができない場合には、その翌日（翌日が金融機関の休日の場合は、その日後において最も近い休日でない日）に払い込むこととされている（財務規則第55条）。同センターでは、貸室料は使用者から現金で直接支払を受けているため、財務規則の規定に則り、受領した貸室料は金庫で保管した上、その翌日（翌日が金融機関の休日の場合は、その日後において最も近い休日でない日）に指定金融機関に払い込んでいる。

監査人において、貸室料を3件選び、ルールどおり処理されたか否かを確認したところ、ルールどおりに徴収・保管・入金されていた。

エ. 利用料金の滞納と督促について

事前払いを徹底しているため、利用料金を督促しなければならない事態が生じたことはこれまでにないとのことであり、滞納事例も見当たらなかった。

オ. 施設の利用実態

<施設の使用が認められる者>

ぐんま男女共同参画センターは、ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例に基づいて設置されているが、その設置の目的は、「男女共同参画社会の推進に係る県民の自主的な活動を支援する拠点施設として必要な機能を整備することにより、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を図り、もって男女が個人の能力に応じて均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会形成に資する」ことにある（同条例第2条）。そのため、同センター内の施設は、前述の目的を達成するために必要があると認められるときに使用させることができるとされている（同条例第3条）。

しかし、実際には、同条例第4条第2項に該当しない場合、すなわち、施設を使用しようとする者が、次のいずれにも該当せず、かつ、同センターの管理上必要があると認められない場合には、施設の使用を承認している状況にある。

ただし、使用を認めているのは団体に対してだけであり、個人に対しては施設の利用を認めていない。

- ①専ら営利を目的とする行為をすると認められるとき。
- ②公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ③施設を損傷するおそれがあると認められるとき。

<利用の実態>

平成28年度における貸室全体の利用率は29.5%である。時間帯別の利用率は、午前33.0%、午後40.2%、夜間6.6%と、夜間の利用率は低い。ただし、いつ予約が入るかわからないため、夜間の貸室を行っていない土日祝日以外は、毎日、夜間貸室対応のための職員として、警備員を配置している。

また、群馬県の他の部局が、男女共同参画社会の推進とは関係のない会議・研修等を実施するために施設を使用する場合もある。県の他部局による利用件数は平成28年度の利用総数842件のうちの半数近くを占めている。そして、県の他部局が利用する場合には、「県が主催…する事業に使用するとき」に該当する場合として使用料は全額免除されている（ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則第4条）。

貸室の利用は、「専ら営利を目的とする行為をすると認められるとき」には認められていないが、営利目的か否かを判断するための明確な判断基準は設けられておらず、これまでの慣例等に従って判断している。例えば、貸室利用者が参加者から入場料を徴収することは認めていないが、資料代・茶菓子代を集めることは認めている。資料代・茶菓子代を集める範囲では、ダンス教室やギター教室などを実施することも許容している。講演会等が実施された場合の講師の著書の販売は、利用の都度、認めるか否かの判断を行っている。また、株式会社が採用試験を行うために貸室を利用することは認めていないが、研修会の実施は認めている。

【施設の使用承認のあり方について（意見13）】

結論：条例の文言を踏まえて今後の施設の使用承認のあり方を検討し、施設の使用承認の要件を明確化するなど、規則等の改正の必要性を判断すべきである。

説明：センター内の施設は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を図り、もって男女が個人の能力に応じて均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会の形成に資するため」に設置されており、「センターの目的を達成するために必要があると認められるとき」に使用させることができるとされている（同条例第2条、第3条）。

しかし、現状では、施設を使用しようとする者が、次のいずれにも該当せず、かつ、同センターの管理上必要があると認められない場合には、施設の使用が承認されている。

- ①専ら営利を目的とする行為をすると認められるとき

②公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

③施設を損傷するおそれがあると認められるとき。

そのため、実際には、男女共同参画社会の推進とは無関係の会議や研修、イベントの実施等のためにも施設が使用されている。

29. 5%という平成28年度の貸室全体の利用率からすれば、現在の使用承認状況により、男女共同参画社会推進のためのイベント等の実施が妨げられているものとは考えられない。しかし、このような使用承認の実態は、条例に定める範囲を超えて施設の使用が認められているものとも考えられる。

そこで、条例の文言を踏まえて今後の施設の使用承認のあり方を検討し、施設の使用承認の要件を明確化するなど、規則等の改正の必要性を判断すべきである。

【施設の使用承認基準の明確化（意見14）】

結論：個人に対して施設の使用を許可しないのであれば、施設使用は団体に限る旨の使用条件を規則等に明確に規定すべきである。

説明：現在、センター内の施設を使用することが認められているのは団体のみであり、個人が使用することは認められていない。しかし、センターの管理に関して定めるぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例や同施行規則等には、個人には施設を使用させることができないとは記載されていない。そこで、今後も個人に対して施設の使用を許可しないという取扱いを継続するのであれば、施設の使用を希望する個人との紛争を予防するため、施設使用は団体に限る旨の使用条件を規則等に明確に規定すべきである。

【施設の使用承認の判断基準について（意見15）】

結論：営利目的の利用か否かに関する判断基準を設けるべきである。

説明：施設の利用は、「専ら営利を目的とする行為をすると認められるとき」には認められていない（ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例第4条第2項）。しかし、これを判断するための明確な判断基準は設けられておらず、現在はこれまでの慣例等に従って「専ら営利を目的とする行為をすると認められる」か否かの判断を行っている。

例えば、貸室利用者が参加者から入場料を徴収することは認めていないが、資料代・茶菓子代を集めることは認めている。資料代・茶菓子代を集める範囲では、ダンス教室やギター教室などの実施も許容されている。講演会等が実施された場合の講師の著書の販売は、利用の都度、認めるか否かの判断を行っている。また、株式会社が採用試験を行うために貸室の利用することは認めていないが、研修会の実施は認めている。

このように、利用の都度、慣例等に従って判断するという現在の取扱いでは、利用希望者間の公平性を損なう判断がなされてしまう可能性も否定できない。そこで、営利目的の利用か否かに関する判断基準を設けるべきである。

カ. 広報のあり方

施設の利用方法等に関しては、「利用のごあんない」という紙のパンフレットを作成して配布するとともに、ぐんま男女共同参画センターのホームページに記載して告知している。ホームページでは、ぐんま男女共同参画センターのトップページ上の「施設あんない」の項目の中に、「研修室等のご案内」というタグを設け、そのタグをクリックすれば有料施設の貸室区分や使用料など、貸室に関する詳細を記載したページが表示されるシステムを設けている。

【貸室の利用促進について（意見 16）】

結論：貸室の利用を促進するため、群馬県域公共施設予約システムへの搭載を行うべきである。

説明：群馬県には、「群馬県域公共施設予約システム」という、群馬県、館林市及び渋川市が共同運用するシステムが存在している。このシステムは、インターネット上で、同施設に登録されている公共施設の3か月先までの空き状況が誰でもすぐに確認できるシステムである。また、申請者IDの発行手続きを行えば、同システムを利用して、インターネット上で施設の予約まで行うことができる。同システムには、群馬県が設置管理する施設も数多く登録されており、ぐんま男女共同参画センター同様に営利目的利用のできない昭和庁舎や群馬県社会福祉総合センターも登録されている。しかし、ぐんま男女共同参画センターは登録されていない。インターネットが一般的に普及した現代では、公共施設を利用したいと思った県民は、インターネットを利用して施設を探すことが多いと思われるところ、群馬県が設置管理する公共施設を一括して紹介している「公共施設予約システム」に登録されていなければ、施設の存在自体を県民が知らないままとなってしまう可能性がある。利用の促進を図るため、広報の一環として、今後、「群馬県域公共施設予約システム」への登録を検討すべきである。

キ. 夜間開館について

【夜間開館の必要性について（意見 17）】

結論：夜間の貸館業務は条例で定められているが、あまり利用されておらず、その一方で開館のために夜間警備を委託している。費用対効果を考えて、夜間開館の必要性について、再度検討することが望ましい。

説明：火曜日から金曜日までは、夜間18時から21時までにおいても貸館業務を行っているが、職員は17時15分で帰宅してしまうため、17時15分から22時までの間警備を委託している。5者による指名競争入札を実施し、1日当たり5989円、年間115万円（税抜き）で契約している。しかし、平成28年度の夜間の研修室の稼働率は、土日祝日の貸出しがないこともあり、6.6%と低迷している。7月や10月は、3つあるうちの研修室のうち、1

つの会議室が1日使用されたのみであり、その他の2つの会議室は一度も使用されなかった。たった1件の利用のために、夜間警備の委託料を1か月で9万5824円も支払ったこととなる。現在は、ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例等において、夜間の貸館を定めているが、夜間貸館の廃止を検討する必要がある。あるいは、土日祝日に貸館を行うことにより、稼働率の上昇が望めるのであれば、土日祝日の夜間貸館も検討することが望ましい。

(4) 契約実務と支出の管理

ア. 施設の改修と修繕

平成28年度に行われた改修と修繕の実例を調査し、①改修工事と扱われているが、修繕工事と考えられるもの、②その逆、③その他不適切なものがないか確かめたところ、4件存在した10万円未満の修繕料のいずれも上記に該当するような事例ではなかった。

平成28年度に行われた改修と修繕の実例を調査し、一括発注できるのに分割発注して負担関係を操作している疑いのあるものはないか（工事内容と工事期間が同一なのに修繕箇所ごとに分割して同一業者に発注する等がないか）確かめたところ、いずれの工事も少額であり、該当事例はなかった。

工事業者の不適切な選定事例や修繕・取替需要に対応できていない事例の有無を確かめたが、該当するようなケースはなかった。

イ. 委託契約等

通常の警備や清掃などであり、特殊な業務は特にないため、プロポーザル方式によるものはない。個人に対する業務委託はない。相談員の代替相談の費用は、旅費と謝金で処理されている。

ウ. 付保の状況

都道府県会館の建物共済・機械損害共済に加入している。

エ. 見積り管理費用の有無

該当事項なし。

(5) 物品の管理（備品管理）

ア. 備品の管理方法等

【備品の現品確認の実施時期について（意見18）】

結論：財務規則第231条には、原則として毎年8月中に備品について棚卸を実施すると規定されていることから、8月中に実施出来なかった場合には、その旨と理由を明確にしておく必要がある。

説明：財務規則第231条では「物品管理者は、原則として毎年8月中に、物品について記録してある数量と現物との照合を行い、その一致を確認した上、必要がなくなった物品については、管理換又は不用の決定をしなければならない」とされており、この規則に基づいて現物実査が実施されている。

平成28年度中は1回の現物実査が実施されたが、実施時期は8月ではなく12月であった。当時の担当者は異動してしまったが、8月は業務が多忙だったため、12月に実施したのではないかとのことである。

財務規則の運用事項で、8月の現品確認が困難な場合には8月以外の月に行うことができるともされているが、これは例外規定であり、8月における現品確認が困難であるといえる事情は明らかにされていないと、例外規定を適用してよい場合かどうかの判断ができない。そこで、やむを得ず例外として12月に実施したのであれば、「供覧用紙」にその旨と理由を記載しておくことが望ましい（なお、平成29年度は、8月に実施された。）。

イ. 備品の現物実査

監査人において、備品台帳から10件サンプリングし、現物実査報告書と備品台帳の差異の有無、備品台帳記載の使用場所のない備品の有無を確かめたが、該当するものはなかった。

ウ. 備品の管理シール

県では、3万円以上物品について備品登録し、備品シールを貼付するように定められている。現在の男女共同参画センターの建物は、昭和61年4月に群馬県議員会館として設置され、平成17年3月まで使用されていたが、平成17年4月に県が群馬自治総合研究センター（現：自治研修センター）として引き継いだ。その後、自治研修センターが平成20年12月に県庁に移転し、平成21年4月1日に男女共同参画センターが設置され、同年5月1日にオープンした。議員会館や研修センター当時から置かれているものについては、備品シールが貼付されておらず、現在は使用されていないものが、地下倉庫にあった。但し、古いものであり、3万円以上か否か判別がつかない。

- ・アンプ&スピーカー
- ・レジ
- ・絵画2点

（但し、アンプ&スピーカー及びレジは今後使用する可能性が低いと考えられるが、絵画は展示することは可能である。）

- ・キャリーバック

【備品シールが貼付されていない物品について（意見19）】

結論：備品の計上基準を満たす物品については、備品シールを貼付し、逆に、不用品は長期滞留させず処分すべきである。

説明：地下倉庫においてある物品で、備品シールが貼付されていない物品が散見された。過去に購入又は受け入れた物品で、今後も使用することが想定され、かつ備品の計上基準を満たすものについては、備品に計上し、備品シールを貼付する必要がある。逆に、単なる不用品なのであれば、長期間保管し続けるのではなく、然るべき手続を採った上で売却や除却などの処分をすべきであ

る。

【議員会館当時の長期滞留物品の処理について（意見 20）】

結論：議員会館当時の長期滞留物品について、所有者の把握等、早急な対応が望まれる。

説明：議員会館当時から長期滞留して置かれている物品については、当時研修センターとして受け入れた総務部とも連携を取りながら、処分に向けての必要な処置を取る必要がある。現在でも、当時の経緯が分かる資料が残っておらず、当時の職員はすでに定年退職してしまっており、今後そのまま放置すれば、更に状況の把握は困難となるため、早急な対応が望まれる。

エ．備品の持出し・貸出し

備品の貸出しはない。県民に対する図書の貸出しはあるが、平成 28 年度の貸出件数は 775 冊とそれほどの数はないため、担当者がエクセルで管理している。年に 1 度棚卸を実施している。

平成 28 年度末の理論在庫は 2560 冊であったが、棚卸を実施した結果は、紛失 11 冊、過年度紛失後戻り 2 冊であり、2551 冊であった。

平成 28 年度までは、図書を貸し出す都度、氏名と連絡先の電話番号を記入していたが、返却しない人がいるため、平成 29 年度より最初に貸し出す時に身分証明書により本人確認のうえ、住所、電話番号を記載してもらい、カードを発行し、カードを提示して貸し出す方法に変更した。

平成 28 年度の図書の購入予算は 10 万円であり、購入すべき本はセンター職員間で検討して選び、購入された。

(6) 労務管理

ア．管理状況

ぐんま男女共同参画センターに勤務する職員は、正規職員 4 名、非常勤嘱託職員 5 名、合計 9 名である。

正規職員の勤務時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（うち、1 時間休憩）である。時間外勤務に関しては、事前に時間外勤務等命令簿が作成され、時間外勤務の命令がなされる。そして、実施後に、時間外勤務を実施した職員自身が実績を記入して報告する。

非常勤嘱託職員の勤務時間は午前 9 時から午後 5 時 15 分まで（うち、1 時間休憩）である。出勤日は週 4 日で、週 29 時間勤務となっている。非常勤嘱託職員のうち 2 名が相談業務担当、他 3 名が事業担当である。勤務は、ローテーション制である。タイムカードなどは設けておらず、勤怠管理は管理職が現認し、職員は出勤した際に出勤簿に押印することとなっている。相談受付時間は午後 4 時までであり、勤務終了時間の 1 時間以上前に受付時間が終了するため、相談担当の非常勤嘱託職員が午後 5 時 15 分以降に時間外勤務をしたこと

はこれまでにない。事業担当の非常勤嘱託職員については、実施する事業の終了時刻の関係から、午後5時15分に退勤することが困難となる場合もまれにある。ぐんま男女共同参画センターで実施する事業において、午後5時15分以降の勤務が必要となることはないが、県内の他の地方公共団体で実施する事業などで必要になる場合がある。そのような場合には、出勤時刻をあらかじめ午前10時からとするなど、調整し、1日7時間15分以上の勤務が生じないよう調整している。

イ. 違法性の有無

時間外勤務などについて労働基準法その他の法令違反がないか確かめたが、違法な事例は、特に見当たらなかった。

ウ. その他

後述（第7項相談業務）のとおり、相談業務に対応する人員は、不足しているものと考えられる。拡充の必要がある。

(7) 当施設固有の項目（相談業務）

ア. 相談業務の実態

平成24年度から、ぐんま男女共同参画センターとして、電話相談業務を開始した。相談受付時間は、火曜日から金曜日までは午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで、土曜日及び日曜日は午前9時から正午までである。電話をかけてくる女性の悩みの中には、「自分は離婚をしたほうがよいか」など、答えが早く出ないもの、相談員が答えを与えることができないものも多い。時間がかかっても、当事者本人が悩んだ末に結論を出すことが女性の自立のためにも大切であるため、本人が選択できるよう、傾聴する。面談相談や緊急の対応が必要と思われる相談があった場合には、群馬県女性相談センターなど、他の窓口を案内している。平成28年度の相談は1043件であった。同相談窓口は悩みを持つ女性向けであるが、男性からも10件ほどの電話があった。その他、相談員の人員体制上、相談時間内に着信があったものの応答することのできなかったケースが380件あった。

イ. 相談員の人選

相談員は、現在、嘱託職員として2名を採用している。採用は、募集を行った上、面談を実施して決定している。現在の相談員は2人とも、民間のカウンセラー資格を有している。ただし、資格を採用の条件としているわけではなく、本人の資質を見て、採用している。

ウ. 相談員のスキル向上

相談員を各地で開催される研修に参加させ、相談員のスキル向上を図っている。群馬県内では、群馬県女性相談所主催のDV被害者を支援する人のための実務講座などに、相談員が参加している。また、県外で開催される相談員向けの研修（独立行政法人国立女性教育会館主催の研修、自殺危機初期介入スキル研修会主催の研修、内閣府性犯罪被害者等支援体制整備促進事業研修など）に

も、随時、参加している。また、群馬男女共同参画センター内では、年間8回、臨床心理士を招き、スーパーバイズを実施している。前橋市及び高崎市の男女共同参画センターの相談員等も招いた共同研修である。最近では、LGBTの方からの相談も生じているため、そのような相談に対応した研修への参加も検討している。

エ. 相談員の人員体制

相談員は嘱託職員の2名である。相談受付時間は、火曜日から金曜日までは午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで、土曜日及び日曜日は午前9時から正午までである。電話回線は2回線用意されている。火曜日及び金曜日は相談員2人体制であるが、その他の日は1人体制である。また、火曜日及び金曜日も、相談員が休暇を取る際には、1人体制となっている。体調不良や夏季休暇期間など、相談員が2名とも相談に対応できない場合に備え、代替相談員を準備している。月1回、臨床心理士を招いて実施される研修（スーパーバイズ）には、相談員が2名揃って参加するため、その際には代替相談員1名が相談受付を担当する。代替相談員は、児童相談所の電話受付などを担当している者である。2人体制の予定の日に1人休んだだけの場合には、代替相談員の配置は行っていない。電話相談を受ける部屋は他の職員がいる部屋とは別に設けられているため、1人体制の日は、相談員は常時1人で部屋にいて、女性の悩みに関する相談を受けることになる。平成28年度に受け付けた電話相談件数は1043件であるが、その他に、1人体制の際など、相談員の人員体制上、相談時間内に着信があったが応答できなかった相談着信件数が380件あった。

【相談員の増員について（意見21）】

結論：相談員の増員を図り、すべての時間帯に2人体制で相談に臨めるようにすべきである。

説明：電話回線は2回線設けているにもかかわらず、多くの時間帯で、相談員が1人体制で対応している実態が判明した。しかも、そのために、年間380件もの相談に、対応することができなかった。悩みを持つ方が相談窓口で電話を掛けるというのは、非常に勇気のいる行動である。そして、そのように勇気を出して行動を起こして電話を掛けたにもかかわらず、電話に出てもらうことができなかつたとすれば、諦めてしまい、もうどこにも相談することのないままになってしまう可能性もある。

また、人の悩みを聞くという職務は、人の負の感情を受け止め続けるということでもあり、相談を受ける相談員の精神的な負担は大きいといえる。人の負の感情を受け止めたとしても、他の者に話し、共有することにより、精神的な負担の軽減を図ることができるかと一般的に考えられているが、相談対応者が1人であれば、そのような対応を行うこともできない。1日中1人で相談を聞き続けるという体制が常態化することは、相談員の精神衛生に対する配慮上、問

題があると言わざるを得ない。

1 人体制の際に受けることのできない相談件数が多くあるということは、ぐんま共同参画センターの相談窓口の需要が多くあるということでもある。その需要に応えるため、そして相談員の精神衛生に対する配慮を十分にするためにも、相談員を増員し、すべての時間帯に2人体制で相談に臨めるようにすべきである。

オ. 他の相談機関との連携等

前橋市及び高崎市の男女共同参画センターとの連携も図っている。また、群馬県女性相談所やこころの健康センターなどとも連携を図っており、緊急性の高い相談が寄せられた際には、その相談内容に応じ、適切な相談先の案内を行っている。

カ. 個人情報取り扱い

群馬県個人情報保護条例及び同規則に基づき、管理を行っている。

2. 群馬県女性相談所・三山寮

(1) 施設の概要と近年の状況

ア. 名称：群馬県女性相談所・三山寮

イ. 所在地：非公表

ウ. 設置目的：売春防止法に基づき要保護女子の転落の未然防止と保護更生を図ること、及び配偶者暴力防止法に基づき暴力被害女性の保護を図ること等

エ. 施設内容

建物構造：木造2階建て

敷地面積：他の県有施設と共通

延床面積：208.68㎡

建築面積：104.34㎡

開館：平成24年3月25日

総工費：5815万9500円

主な施設：女性相談センター

オ. 管理状況：直営（人権男女・多文化共生課）

カ. 相談件数・歳入・歳出の推移

	相談件数（件）	歳入（千円）	歳出（千円）
平成28年度	4,000	0	63,447
平成27年度	4,360	0	60,293
平成26年度	4,288	0	59,020
平成25年度	4,298	0	61,032
平成24年度	5,270	0	60,459

キ. 一時保護所：入所人数の推移

	要保護女子（人） （延べ日数）	同伴児童（人） （延べ日数）	うち主訴DV （人）
平成28年度	39人（449日）	39人（382日）	29人
平成27年度	42人（463日）	42人（524日）	28人
平成26年度	42人（390日）	46人（453日）	28人
平成25年度	60人（565日）	49人（408人）	36人
平成24年度	64人（604日）	33人（256日）	41人

ク．三山寮：入所人数の推移

	要保護女子（人） （延べ日数）	同伴児童（人） （延べ日数）	うち主訴DV （人）
平成28年度	15人（768日）	15人（983日）	11人
平成27年度	21人（527日）	24人（473日）	14人
平成26年度	19人（415日）	25人（500日）	10人
平成25年度	20人（628日）	17人（415人）	14人
平成24年度	21人（753日）	10人（300日）	12人

ケ．長期保全計画について

平成28年度に県で31年計画を作成した。計画の総額は5101万円（女性相談所1262万1千円、女性相談センター3839万9千円、総工費の0.87倍）。平成28年度末の積み残しはない。

コ．特記事項

平成22年度から同23年度3月下旬までは、女性相談所の相談業務はぐんま男女共同参画センター内で行われていたが、女性相談センター建物の新築を機に相談業務が同センターに移管された。

(2) 目標設定と実績管理

ア．施設の管理運営の目標設定

過去の実績は把握しているが、保護施設としての性質上、次年度以降の目標設定は行っていない。

イ．利用者数の把握

相談については、相談票で、入所については入所者記録で管理している。

ウ．利用者アンケート・要望調査

入所者に渡す入所者ファイルの中に「ご意見をお寄せください」という案内文と共にメモ用紙を入れており、館内設置の意見箱に入れるよう文章で案内されていた。年に1、2件しか投書がないので、上記のように入所者ファイルに入れ始めた。これまでの投書も施設にどうあって欲しいかではなく、施設の職員に注意されたことに対する不満などが書かれていた。無記名で、誰にどのような問題があったのかは不明であったが、施設としては、職員に生活支援の指導方法等について注意喚起を行ったとのことであった。

エ．収支の事業別区分の表示と予算・決算の対応

収入はなく、支出のみが生じる。予算と決算において、女性相談所運営・一時保護所運営・三山寮運営の3つの事業に区分されている。

(3) 収入の管理と利用促進等

前述のように、収入はない。利用促進策としては、女性相談について、関係機関とも連携し、女性相談センターを紹介してもらう等の取り組みが行われていた。しかし、一時保護所及び三山寮については、後述のように、高度の秘匿性を保つ必要から、PRは行われていない。

(4) 契約実務と支出の管理

ア. 施設の改修と修繕

監査対象とした平成28年度においては、合計8件の工事請負契約が締結されていた。そのうちの5件は、請負代金が10万円未満の小規模なものである。その他3件の工事内容は、以下のとおりであるが、区分等に不適切な点は特に存在しなかった。

①女性相談所1階職員用女子便所用便器取付工事

財務規則第188条第1号の規定により随意契約でよい場合である。当該施設は、その性質上、秘匿すべき施設で不特定の業者に内部構造等を知られたくないため、業者選定は建設時に設備工事を施工した業者であり図面等を具備して内部構造等を承知していることなどの理由から、「その性質又は目的により、契約の相手方が特定されているとき」(財務規則第190条第1項第2号)に該当するとして、見積合せは省略された。

②女性相談所中庭整備工事

財務規則第188条第1号の規定により随意契約でよい場合である。三者見積合せが実施され、契約締結に至った。

③女性相談所フェンス設置植栽整備等工事

予定価格が442万8000円であったため、三者指名の、指名競争入札が実施された。

平成28年度に実施された女性相談所居室の畳替え工事は、3回に分けて分割発注されていた。そこで、その理由につき確認したところ、いつ入所者が来るか分からないため、一部屋ずつの発注を行っているとのことであった。

このように、分割発注が行われている状況はあったが、その理由には合理性があるものと考えられ、その他に特に問題は発見されなかった。

改修に関する手続については、特に問題は発見されなかった。

本施設では、指名競争入札における指名業者や随意契約における見積合せの業者が固定化していた。

同施設は、配偶者暴力防止法に基づき、暴力被害女性の保護を図ることを目

的としているというその性質上、所在を一般に公開していないところ、施設の所在が多数の者に明らかになってしまうことを防ぐため、施設に来所した上での作業が必要となる業者との契約に関しては、指名競争入札や見積合せを行う際に指名する業者も、すでに施設の所在地を知っている以前から利用している業者を指名しているとのことであった。

一般的には業者は固定化しないことが望ましいと考えられるが、施設の性質上、ある程度は、やむを得ないと考えられる。

エアコンやテレビ等、老朽化している備品の存在が確認された。

【工事の一環で取り付けられた備品の管理について（意見 2 2）】

結論：工事請負費を利用して取り付けられたエアコンなどで公有財産として管理されていないものは、備品としての管理を行うべきである。

説明：工事請負費に関連して確認を行ったところ、昭和 5 9 年の施設建築時及び平成 1 7 年の増築時に工事請負費を利用して取り付けられたエアコンなどについては、県の備品としての管理は行われていないとのことであった。なお、不具合などが生じて単独で付け替えられたエアコンについては、備品として、備品台帳に登録されている。

しかし、備品とは、「形状又は性質を変えることなく長期間の使用に耐えるもので、取得価格又は評価額が 3 万円以上のものをいう」とされている（群馬県財務規則第 2 1 0 条、物品の分類及び重要物品の指定（昭和 5 2 年群馬県訓令乙第 4 号））。これを前提とすれば、工事請負費を利用して取り付けられたエアコンなどの中には備品に該当するものもあると考えられる。

そこで、工事請負費を利用して取り付けられたエアコンなどで公有財産として管理されていないものは、備品としての管理を行うべきである。

【老朽化した備品の更新（意見 2 3）】

結論：老朽化したエアコンやテレビの買い替えを検討すべきである。

説明：施設内では、昭和 5 9 年の施設建築時に取り付けられたエアコンや、平成 6 年 3 月 9 日に取得されたブラウン管テレビが現在も利用されていた。エアコンやテレビに関し、これまで入所者からは特に要望が出ていないため、取替の検討は行っていないとのことであったが、老朽化が進んでいることや施設の利便性などを考えれば、故障する前に買い替えることを検討すべきである。

イ．委託契約等

平成 2 8 年度においては、6 件の委託契約と 3 件の単価契約を締結している。そのうち、有人警備業務委託については、指名競争入札を実施して委託先の決定を行っているが、その他 8 件は、全て随意契約である。随意契約 8 件のうちの 4 件（一般廃棄物処理委託契約、複写サービス・プロパンガス・ガソリンの売買単価契約）は三者の見積合せを実施しているが、その他 4 件は一者を指名

した上での随意契約である。

当該施設は、配偶者暴力防止法に基づき、暴力被害女性の保護を図ることを目的としているというその性質上、所在を一般に公開していないところ、施設の所在が多数の者に明らかになってしまうことを防ぐため、施設に来所した上での作業が必要となる業者との契約に関しては、契約方法として随意契約を選択し、見積合せを行う際に指名する業者も、すでに施設の所在地を知っている以前から利用している業者を指名しているとのことであった。一般的には、委託業者は固定化しないことが望ましいと考えられるが、施設の性質上、やむを得ないと考えられる。

また、ガソリンの売買単価契約については、施設から近い距離の三者を指名し、見積合せを行った上で、契約の相手方を決定している。

【受託業者との合意事項について（意見24）】

結論：受託業者との合意事項に関しては、覚書等の書面により正式に確認を行っておくべきである。

説明：平成28年度において、機械警備業務委託に関し、機械に不具合（映像変換器の故障）が生じ、交換が必要となる事態が二度、発生していた。

一度目は受託業者が無償で部品の交換等を行ったが、二度目は技術者の手数料8640円は県が負担しなければならないこととなった（部品代は業者負担）。受託業者の言い分は、「雷等変換器に負荷がかかるようなことがなければ、通常は頻回に故障するものではない。変換器はルーターで取り込んだデータを変換して映像化するもの。このシステムを貴所で行うためには必須の機器だが、契約上の範疇にはない。そのため有償となる。」というものである。

その後、担当部署において、契約書に加える範疇の件について、今年度途中から覚書等で対応することも可能か、業者と交渉したところ、業者からは「可能。弊社が承知しておけば良いことのため書面は不要。次回故障が生じた際から適用とする。」という回答があったとのことである。

しかし、機器の故障の際の費用負担の問題は、機械警備業務委託に関する重要な事項である。そこで、受託業者との合意事項に関しては、覚書等の書面により正式に確認を行っておくべきである。また、同委託契約は3年契約であるため、平成30年度までは同一の契約が継続するが、平成31年度以降の契約締結にあたっては、「機械警備業務委託仕様書」に、機器の故障に関する規定を設けておくべきである。

*現在の仕様書：第7項故障対応「受託者は、委託者から故障又は異常の連絡を受けた場合、電話で必要な措置を指示するとともに、速やかに点検員を派遣して適切な処置を行うものとする。交換等を要するものが見つかった場合は、事前に委託者の承認を受けて実施すること。軽微な修繕以外の部品等は委託者の負担とする。」、第8項「本仕様に記載がなく不明な点については、委託者と協議のうえ定めるものとする。」

【一者随意契約方式での契約締結時の検討方法（意見 25）】

結論：一者随意契約方式で契約を締結すべきであるかを判断するにあたっては、単に従前の取扱いを踏襲するのみならず、毎年、その理由について慎重に検討を行うべきである。

説明：平成 28 年度に機械警備業務委託契約を締結するにあたっては、一者随意契約の形態が採用されていた。その理由につき、「一者随意契約理由書」を確認したところ、警備員が携帯できる非常発生装置（24 時間体制で警備会社に通報するシステム）の存在が挙げられおり、そのシステムは「他にはない特殊なシステム」であるとの記載があった。

この記載に関し、システムの特異性につき担当者に聴取したところ、従前の記載を踏襲したものであり、平成 28 年度の業者選定に当たり、携帯できる非常発生装置を採用している業者が他にあるかについては調査していないとのことであった。

しかし、情報システムが発達した現在においては、警備員が携帯できる非常発生装置を採用している業者が一社のみであるとは考えられない。

一者随意契約方式で契約を締結すべきであるかを判断するにあたっては、単に従前の取扱いを踏襲するのみならず、毎年、その理由について慎重に検討を行うべきである。

ウ. 物品購入手続・経費支出手続

【誤った種類の回議書による廃車手数料の支出（指摘事項 3）】

結論：廃車手数料の支出が誤った種類の回議書によって行われていた。手続の流れを再確認し、誤謬の発生を防止する措置を講ずる必要がある。

説明：公用車（アベニール）廃車手数料が平成 29 年 1 月 12 日付「物品購入等回議書」に基づいて支出されていた。しかし、「公用車廃棄手続の流れ」（平成 25 年 3 月 31 日改訂会計局審査課（財務指導・検査係））によると、「経費支出伺」の回議用紙で公用車廃止（廃車）に係る経費支出伺を行うこととされており、明らかに使用されるべき回議用紙の種類が異なっている。本件で「物品購入等回議書」を用いるのは誤りであって、他の経費支出の場合と同様の回議用紙を用いるべきであった。ここでの問題は、上記廃車手数料の支出に使用する回議書の種類を誤ったことに留まらず、誤った種類の回議書によって支出がされてしまうというチェック体制の甘さも含まれる。

エ. 付保の状況

都道府県会館の建物共済・機械損害共済の他に、施設所有（管理）者賠償責任保険を締結している。保険の対象は、群馬県女性相談所一時保護所及び婦人保護施設三山寮のみである。入所者に施設の使用・管理に起因する損害が発生した際に、その損害を補償することを目的としている。保険料は年間 5000

円で、支払限度額は、1名につき5万円、1事故につき50万円である。一時保護所及び三山寮とは別の場所に所在している女性相談センターにも、外部の者が訪れる相談室等があるが、女性相談センターは損害保険の対象とはしていない。

【損害保険への加入の検討について（意見26）】

結論：女性相談センターについても、施設所有（管理）者賠償責任保険の締結の必要がないか検討すべきである。

説明：現在、施設所有（管理）者賠償責任保険については、群馬県女性相談所一時保護所及び婦人保護施設三山寮に関しては締結されているが、それらの施設と別の場所に所在している女性相談センターに関しては締結されていない。しかし、女性相談センターにも、外部の者が訪れる相談室等が存在するところ、同センター内において、施設の使用・管理に起因する損害が発生しないとは限らない。そこで、今後、女性相談センターについても、施設所有（管理）者賠償責任保険の締結の必要の有無を検討すべきである。現状では、電話相談で済む場合が多く、来所相談の件数は多くないので、費用に見合わないとの見方もあり得るが、少なくとも、賠償責任保険に加入した場合の保険料の見積りを取る等費用対効果の検討をした上で判断されるべきである。

（5）物品の管理（備品管理）

ア．管理状況

現状は、備品として購入した際に、「財務会計システム」に入力し、シールを貼って管理されている。また、年に1回、8月末を目途に登録しているすべての備品について現物実査が実施されている。

イ．備品の現物実査・管理シール

監査人が往査時に10件のサンプルについて現物実査を行った。その結果、備品シールが貼っていないもの4件、貼られてはいるものの会計事務の手引で要求される取得年月日と所属等の記載がないもの1件が検出された。また、会計事務の手引で要求される事項ではないが、備品台帳に各備品の使用場所の記載がないために当該備品を特定するのに時間を要し、効率的な現物実査の実施の妨げとなっているように見受けられた。

【備品台帳への保管場所の記載について（意見27）】

結論：備品台帳には保管場所も記載することを検討されたい。

説明：備品台帳に保管場所の記載がないことが、現物実査の効率的実施の妨げになっている。現物実査が定期的に行われるべきことに鑑みれば、効率性の観点から、備品台帳に保管場所を記載すべきことは明らかである。

【財務規則第214条（物品の表示）の遵守（指摘事項4）】

結論：財務規則第214条（物品の表示）を遵守すべきである。

説明：財務規則第214条は、「物品管理者は、その管理する備品に形状又は性質に応じて備品整理票その他適当な方法により品目、番号及び所属名を表示しなければならない。」と定め、「会計事務の手引」197頁には、「備品には、備品整理票（備品シール）（様式第153号）を貼り付ける。シールが貼り付けられない場合は、「適宜これに応じて作成することとし、「品目、備品番号、取得年月日、所属名等」を表示しておく。」と定められている。本件施設においては、シール貼付に関する規定が職員間で十分共有されていなかった。

ウ．備品の持出し・貸出し

該当なし。

（6）労務管理

ア．管理状況

出勤簿には、登庁・退庁時刻の記載はない。また、勤務時間の管理については、タイムカード等はない。

保護部門の職員は現況5名であるが、事務と入所者対応の役割を兼ねているため、職員の負担が重く、例えば、組織の再編（県の他の施設との統合）による事務の軽減などの対策が望まれる。平成27年度は月8.2時間、平成28年度は月15.9時間の時間外勤務が発生していた。

非常勤嘱託職員については、例外的に所属長が時間外勤務を命令する場合、職員から提出された「時間外勤務等命令簿」により、要否を判断した上で、事前命令を行っていた。時間外勤務をした実績については、結果を本人が命令簿に記載し、管理職が確認する。時間外勤務の実績報告は30分単位であった。

県非常勤嘱託職員就業要領第5条第3項に記載する1週間あたり38時間45分を超えたことはないとのことであり、この点は、監査人が月間勤務予定表の写しを閲覧して確認した。県非常勤嘱託職員就業要領第5条第3項が定める代替措置（勤務時間の変更）が採られているかについては、監査人が月間勤務予定表（平成28年4月から平成29年3月までの分）の写し及び本人が事後的に記載する時間外勤務等命令簿を一覧表にした管理表を閲覧し、代替措置が採られていることを確認した。

イ．違法性の有無

【非常勤嘱託職員の始業・終業時間の管理について（意見28）】

結論：勤務時間の変更は群馬県非常勤嘱託職員就業要領第5条第3項による2週間前までに通知するとの原則どおりの運用をすべきである。

説明：「公務の執行上やむを得ない事情があると所属長が認めた場合、日曜日を初日とする一週間38時間45分を超えない範囲内で、第1項の勤務時間及び前条第3項の勤務を要しない日を変更することができる。この規定に従って勤務時間等を変更した場合、原則として2週間前までに変更内容を当該非常勤

嘱託職員に通知する」とされている（群馬県非常勤嘱託職員就業要領第5条第3項）。

本件施設の「勤務条件明示書及び募集要項」によれば非常勤嘱託職員である「女性相談員」の業務内容は、「相談業務」と「入所者の自立支援業務」であるが、相談及び自立支援業務は、勤務時間を理由に相談を打ち切ることができない業務である。

また、相談者1人を保護することに伴う生活支援には、多職種の非常勤嘱託職員も対応している実態がある。

その結果、県非常勤嘱託職員就業要領第5条第3項が定める「原則として2週間前に変更内容を通知」という手続が履践されておらず、職員本人が事後的に時間外勤務等命令簿を記載するという運用になっている。

以上により、県非常勤嘱託職員就業要領第5条第3項が定める非常勤嘱託職員の勤務時間（週38時間45分）上限が遵守されているか否かの確認が課題となるといえる。

ところが、現在は、非常勤嘱託職員の勤務時間を客観的に管理するタイムカード等は存在せず、勤務時間は管理職等の現認により行われ、出勤した職員が出勤簿に押印するという客観性・正確性に問題がある管理方法が採られ、しかも、時間外勤務時間の実績報告にあたっては30分単位とする運用がなされている。このような客観性・正確性に問題のある管理方法を前提とする以上、勤務時間の上限遵守を確認することができない。

以上により、「30分を単位とする自己申告」という運用、すなわち、勤務時間を正確かつ客観的に管理するツールがないことが、違法な時間外勤務の温床になる危険性があるため、この点を改善する必要がある。

ウ．配置人員の状況

女性相談員は交替制勤務なので、勤務体制としては常時2～3人である。また、一時保護所の女性相談員は面談業務のほか、入所者及び同伴児の生活をサポートする現場対応（受診援助等）の応援をせざるを得ない場合もある。この他、看護師1名、心理療法士1名、生活支援員3名、警備・自立支援員1名、宿直員3名、調理員2名、嘱託医2名、嘱託弁護士2名がいる。

エ．職務権限の形骸化の有無

所長は「群馬県事務専決規程」に従って会計書類の決裁をしており、次長が代決をするということはない。

(7) 当施設固有の項目（プライバシー保護等）

ア．入居者の貴重品の管理

【入所者からの預り金の支払報告の訂正の方法（意見29）】

結論：入所者からの預り金の支払報告の訂正の際には訂正者の訂正印を押す

と共に、当該入所者の了承のサイン等をもらうことが望ましい。

説明：平成28年度の入所者のうちランダムに選んだ3名につき、現金出納整理簿、支払報告（入所中に必要があって出金したものの報告）、現金保管依頼書、預り証、預り金返金書、受領書を閲覧したところ、支払報告の金額欄に3月15日の支払報告で受領額2千円を二重線で消し、5千円に訂正されている箇所、4月7日の支払報告で支払金額750円を二重線で消し、1050円に訂正されている箇所、4月22日の支払報告の受領額1千円を二重線で消し、513円に訂正されている箇所があり、いずれも訂正印など訂正したことを当事者が了承した旨の記載はなかった。支払報告の2件とも使途のレシートが添付されており、間違いはないことは推認できるが、金銭を預けている入所者との間では、後でトラブルとなる虞がないとはいえないので、金額の訂正時は本人に何字訂正したかを記入させた上で、訂正印ないし署名をもらうようにすべきである。

イ．情報プライバシー

<相談票>

秘匿性の高い個人情報に記載される相談票の管理状況は以下のとおりであり、その管理方法に特に問題は見当たらなかった。

相談票は紙のフォームに手書きで記入する者と一太郎のひな型に入力してプリントアウトする者もいる。パソコンで入力した者は、プリントアウト後、一太郎で作った文書ファイルを削除し、データとしては残さないこととしている。各職員が相談者の個人情報を持たないようにするための取り扱いであるとのことであった。相談票は、鍵のかかるロッカーに保管されているが、相談センターの職員全員が閲覧できるようになっていた。ただし、施設外への持ち出しは禁じられており、業務の必要上、一時保護所にコピーを持って行く際には当該相談票の原本に「㊄」マークを付け、「㊄」マーク綴り（結果的に入所しなかった者）、入所者記録（入所した者）に綴られるという運用がなされていた。

<場所の秘匿>

一時保護所及び三山寮は、シェルターとしての性質上、その場所は公表されておらず、秘匿されている。秘匿性を保つ必要上、他の機関や県民の理解や支援を得るための広報も制限的にならざるを得ず、そのことがますますDV被害者の保護や社会復帰を難しくしているというジレンマもある。監査人としても、今回の監査において、有効な改善策を見出すことができず、問題点の適示に留めざるを得ない。